

許可番号 06420161449

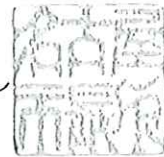
産業廃棄物処分業許可証

住所 名古屋市北区落合町135番地
氏名 東海カッター興業株式会社
〔法人にあつては名称〕 代表取締役 後藤 諭 様
及び代表者の氏名



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する
第14条の2第1項

名古屋市長 河村 たかし



許可の年月日 令和 4年 7月 1日

許可の有効年月日 令和 11年 6月 30日

1. 事業の範囲

(1) 中間処理（脱水）

汚泥（コンクリート、アスファルト・コンクリートの切断時に発生するもの限り、水銀含有ばいじん等を除く）

以上1種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

(2) 中間処理（中和）

廃酸（コンクリート、アスファルト・コンクリートの切断時に発生するもの限り、水銀含有ばいじん等を除く）、廃アルカリ（コンクリート、アスファルト・コンクリートの切断時に発生するもの限り、水銀含有ばいじん等を除く）

以上2種類（水銀使用製品産業廃棄物を除く）

2. 事業の用に供するすべての施設

(1) 脱水施設

設置場所 名古屋市北区落合町139番2

設置年月日 平成26年 1月28日

処理能力 8.75 m³/日（8時間）

(2) 中和施設

設置場所 名古屋市北区落合町139番2

設置年月日 平成25年12月16日

処理能力 40 m³/日（8時間）

3. 許可の条件

該当なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成23年 9月 1日 新規許可

平成28年 8月15日 更新許可

令和 3年 8月13日 更新許可

令和 4年 6月30日 更新許可（優良認定）

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無

